

田辺市新規創業者支援補助金

～田辺市内への創業を支援します!!～

田辺市内で新たに創業を行う方に対して、創業に必要なとなる費用を補助します。

「田辺市創業及び事業規模拡大支援事業費補助金」の対象となる中心市街地区域を除く市内で新たに創業しようとする方が対象になります。

※交付決定前に購入した機械装置等、着手した工事等は対象外

補 助 内 容

補助率	創業に必要なとなる経費の1/2
補助上限額	30万円（千円未満切捨て）
補助対象経費	① 機械装置等費：製造機械等の購入及び設置 ② 店舗賃借料：賃貸店舗等の家賃（開業日の翌月から最大3ヶ月分） ③ 施設改修費：店舗等の施設改修費
注意事項	補助金交付決定日以降に購入する機械装置や工事等が対象 汎用性が高く目的外使用できるもの（車両、パソコン等）は補助対象外 事業期間については、申請年度の年度末までとし、それまでに支払った経費が対象

補 助 要 件

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業以外の営業であること。
- ②開業後1年以上継続して営業すること。
※開業後1年未満で閉店した場合、補助金を返還していただく場合があります。
- ③田辺商工会議所又は商工会の経営指導を受けること。

【問い合わせ・申請先】

田辺市 商工振興課

検索

田辺市役所商工振興課
龍神行政局産業建設課
中辺路行政局産業建設課
大塔行政局産業建設課
本宮行政局産業建設課
（世界遺産熊野本宮館）

TEL：0739-26-9970
TEL：0739-78-0800
TEL：0739-64-0501
TEL：0739-48-0301
TEL：0735-42-0751

